

透析患者の
「いのちと
暮らしを守る」
佐腎協からの手紙

佐腎協

2010.8.16 ニュース

佐賀県腎臓病患者連絡協議会

佐賀市天祐1-8-3
TEL/FAX 0952-22-9656
<http://sazinkyo.com>
info@sazinkyo.com

今そこにある透析患者の危機

■重度心身障害者医療助成の撤廃や負担増が言われています。

自己負担月額500円の医療助成の撤廃や負担増の話が以前より出てきております。
(既に助成を撤廃した県や個人負担を増額した県もあります。)

■障害者自立支援法廃止後の医療制度が決まっています。

悪法と言われる障害者自立支援法の廃止を政府民主党では約束しておりますが、それに代わる医療制度がまだ具体的に出ておりません。患者会では旧来の応能型の個人負担が細分化された、更生医療制度に戻してもらいたいと要望しております。

■透析患者の施設入所が拒否されたり、敬遠されています。

維持透析患者の高齢者介護施設等の入所は、断られているか敬遠されています。
現在また将来、透析通院しながらご家族による24時間在宅介護が可能ですか？

■透析医院の有床が認められていません。短期入院はどこに？

現在佐賀県では保健医療計画により、一般診療所(有床19床まで許可の医院)の新設には病室が作れません。また19床までの増床も認められておりません。インフルエンザや高血圧等での経過観察入院(短期入院)や隔離入院の病室が確保されていません。透析設備のある病院の病室にも限りがあります。

■透析患者を入院させると病院は減収になってしまいます。

維持透析患者の入院を受け入れれば、透析設備のない病院の一般病床では透析日につき入院費(病院収入)30%、療養病床で70%が減額されます。また透析設備のある病院も不利益を被る診療報酬制度。減収になる透析患者より満額収入の患者の入院が優先されることも考えられます。(本年4月の診療報酬改定で)

**改善や要望が行政に門前払いにされないためには
患者会会員数が必要です。
要望や改善実現の第一歩はあなたの入会です。**

日本医師会、日本透析医会の先生方と連携しながら、維持透析患者の透析医療環境の向上や生活環境の安定のために、全国で患者会は活動しております。どうか一緒に声を上げて下さい。

内容詳細や入会については **佐腎協 0952-22-9656**